

- 「総合物流施策大綱(2013-2017)」(平成25年6月25日閣議決定)においては、同大綱に基づき策定された「総合物流施策推進プログラム」(平成25年9月20日総合物流施策推進会議決定)について、「毎年度、官民協働で取組の実施状況の検証を行い、その結果を公表するとともに、必要に応じて見直すなど、PDCA方式により進捗管理を適切に行う」こととされている。
- これに従い、平成26年12月、同プログラムに掲げられた全127施策について、以下のとおり、同大綱の策定後1年間における実施状況を検証するとともに、関係民間団体からの意見も踏まえ、同プログラムについて現時点での所要の見直しを行い、同月25日付けで公表したところ。

【主な施策の進捗状況】

総合物流施策大綱(2013-2017)の3本柱「1. 産業活動と国民生活を支える効率的な物流の実現に向けた取組」、「2. さらなる環境負荷の低減に向けた取組」、「3. 安全・安心の確保に向けた取組」に沿って、例えば、**国際コンテナ戦略港湾政策に係る法制整備、過疎地等における宅配サービスの維持に向けた検討の実施、物流業界の労働力不足に対応した施策の検討の実施**等、施策の進捗状況を確認。(詳細は省略)

【プログラムに追加する主な施策の例】

(1) 物流の多様な現場を支える人材の確保・育成

- 物流業界における労働力不足の状況を踏まえ、**物流政策アドバイザー会議**や**物流問題調査検討会**を設置し、対応方策を検討(**今年度中にアクションプランを取りまとめ予定**)。
- あわせて、トラック運転手確保・育成のため、平成26年7月7日、中継輸送の導入や女性の活躍のための環境整備を始めとする制度改善に総合的に取り組むこととした「**自動車運送事業等の人材確保・育成対策**」を策定するなど、労働者の育成・確保を推進。

(2) 我が国物流システムのアジア展開の促進

- 日中韓でのパレットのリターナブル利用の実証実験及びASEAN諸国との物流政策対話・物流パイロット事業の実施を含め、我が国物流システムの海外展開を促進。

(3) 過疎地等における輸送網確保

- 過疎地等における宅配サービスの維持のため、地域を支える持続可能な物流システムのあり方に関する検討会を設置（平成26年10月29日）し、共同輸配送、NPO等との連携、貨客混載等を検討。

(4) インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便の再配達増加への対応

- インターネット通販市場の拡大に伴う宅配便再配達の増加懸念を踏まえ、再配達の削減に向けた取組を開始。

(5) 農林水産物・食品輸出の物流改善

- 農産物等輸出促進のため、関係省庁の連携により、複数事業者間の情報共有の仕組みの構築、海外販路拡大に向けた取組を開始。

【施策のさらなる強化について(概要)】

- 今後も、グローバル・サプライチェーンのさらなる深化、人口急減・超高齢化、労働力不足の顕在化など、物流を取り巻く状況は絶えず変化すると考えられ、物流分野においても、様々な施策を通じて経済社会の変革に適時適切に対応していくことが求められている。
- このため、引き続きプログラムの適時適切な見直し等を行いつつ、諸課題の解決に強力に取り組むとともに、加えて、その際には個々の荷主や物流事業者だけでなく、地方自治体、商工会等の地域主体など、多様な関係者が協力し、各主体の取組の連携を図ることにより、相互にWIN-WINの関係を築く仕組みを構築していくことが重要となっていることも踏まえ、このような観点からの施策のさらなる強化についても今後検討していく必要がある。